実態調査見直しの基本的な考え方

障害者総合支援法見直しに伴う調査項目の見直し

平成２８年５月に成立した「障害者総合支援法の一部を改正する法律」を元に、平成３０年度以降の今後の新たな取り組みに繋げるため、実態把握の項目を確認し、必要な見直しを行いました。

１．障害者の望む地域生活の支援

（１）地域生活を支援する新たなサービスの（自立生活援助）の創設

○　**地域移行や地域定着**の推進にむけての体制構築と行政の役割分担、協働を進める

既存の項目で、精神障害者の地域移行の状況を把握するとともに、退院希望調査として、退院の意思や退院後の生活についての要望、退院したくない理由などを確認する質問を追加し、今後の**地域移行、定着にむけた課題**を把握する。

○　地域移行や地域生活の支援に有効なピアサポートなど地域生活を**支援する体制**の強化

既存の設問により、支援が必要なときの**相談先や情報収集の方法**などを把握する。

（２）就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

○　**就労移行支援や就労継続支援、就労定着**に向けた支援の強化

既存の設問に加え、勤務形態の回答項目を細分化し、就労の勤務形態（障害者配慮の有無など）を把握する回答項目を追加して、勤務形態ごとの収入などの**就労実態**を把握する。

また、働くために必要なこととして、就労移行支援への要望や就労後の支援体制、相談対応などへの要望を確認する質問を追加して、**就労定着の問題点**を把握する。

（３）重度訪問介護の訪問先の拡大

○　入院中の**重度障害者**への対応

既存の設問により、**重度障害者の入院状況**などを把握するとともに、介護などを含めた現状の確認とサービスの利用状況などを把握する。

○　重度障害者に対応した**地域生活支援拠点**の整備

既存の設問により、**グループホームなど施設入所者や通所者**について、障害の状況やサービスの利用状況などを把握する。

（４）**高齢障害者**の介護保険サービスの円滑な利用

○　介護保険サービスを利用する場合の円滑なサービス提供にむけた取り組み推進

介護保険の利用状況の把握のため、**介護保険サービス**の利用状況調査項目を追加して、障害福祉サービスとの併用状況を把握する。

２．障害者支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応

（１）居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

地域で生活するために必要な支援についての質問を障害児にも拡大し、また、障害のある子どもを持つ家族に対する支援について、「就学」や「就労」など回答項目を細分化することで、ライフステージごとに**必要とされる支援内容**をより細やかに把握する。

（２）保育所等訪問支援の支援対象の拡大

ライフステージ別の日中の過ごし方や過ごし方の希望についての項目を追加し、**障害児の就学状況などの生活の実態**を把握する。

（３）**医療ケアを要する障害児**に対する支援

既存の設問に加え、**医療ケア**の確認項目を新たに追加し、障害児の状況ごとに希望する支援内容を把握する。

（４）**障害児のサービス提供体制**の計画的な構築

他の障害福祉サービスとは別に、障害児の施設やサービスの利用状況の調査項目を整理し、個々のサービスの利用状況や要望の確認項目を追加して、より細やかに**障害児支援の実態**を把握する。

３．サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

（１）**補装具費**の支給範囲の拡大（貸与の追加）

既存の設問に追加し、補装具利用方法や貸与制度への関心などの実態を把握する。

（２）障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

※制度の運用などに係る項目であり、当事者対象の調査項目の対象外

（３）自治体による調査事務・審査事務の効率化

※制度の運用などに係る項目であり、当事者対象の調査項目の対象外

４．その他、法律改正前見直しの主旨にあった項目

厚生労働省から、平成２７年１２月に出された「障害者総合支援法施行３年後の見直しについての報告」に提示されていた項目

○　通勤・通学等に関する**移動支援**、入院中の**移動支援の利用**についての対応

既存の設問に、外出時の介助の必要性と移動方法、介助者の状況を確認する調査項目を追加し、**移動支援の必要性**を確認する。

○　障害者の**意思決定支援**（成年後見人制度の適用）

既存の設問により、**成年後見人制度**の利用状況の把握と利用希望の状況を把握する。

○　持続可能で**質の高いサービス**の実現

障害者に対して必要な支援について、既存の設問により、**サービスの利用状況や満足度、利用希望の状況**などを把握する。

現在の施策において今後の取り組みを検討するため、独自の観点から行った調査項目の見直し

１．障害者差別解消法への取り組み

平成２８年４月１日に新たに施行された「障害者差別解消法」に基づく今後の取り組みの参考とするため、障害者の感じる差別の現状を知るため、調査項目を見直す。

○　**障害者差別解消法**への取り組みの促進

障害者差別解消法の認知度や相談コーナーの利用についての項目を追加し、状況を把握する。

また、差別やいやな思いをした場所や公共施設などでの現状に関する項目を追加して、**状況の把握と取り組みの必要性を把握**する。

２．災害時対応への取り組み

平成２８年４月におきた熊本地震において問題が浮き彫りとなった災害時の障害者への支援体制について、今後のあり方を検討する参考とするため、調査項目を見直す。

○　**障害者災害時支援**のあり方の検討

災害時に必要なことについて、医療サービスや**避難支援についての要望や問題**を把握する回答項目を追加して、今後の防災体制検討の参考とする。

３．発達障害児（者）への取り組み

特に、発達障害児（者）の支援の必要性が高まるなか、今後の支援のあり方を検討する参考とするため、調査項目を見直す。

○　**発達障害児（者）**の実態把握と支援の強化

日中の過ごしかたや就学・就労の状況、周囲の理解の有無、療育の状況などの質問を追加して、**発達障害児（者）を取り巻く環境**を把握する。特に発達障害児（者）にとって有効な施策や施設への要望について、支援分野別に質問を追加して、**保護者の要望**を把握する。

４．高次脳機能障害への取り組み　新規

○　**高次脳機能障害者**の把握

厚労省の示す実態調査票を参考に、障害の状況の質問に高次脳機能障害の項目を新たに追加することで、近年、注目される**高次脳機能障害をもつ障害者の実態**とサービスの必要性などを把握する。